

第5章 分野別方針

5-1 都市づくりの方針

柴田町の課題を解決し、都市づくりの目標を実現させるための今後の方針を都市づくりの6つの分野別に定めます。

■分野別方針に定の概要

分 野	概 要
土地利用の方針	・各地区の特性を踏まえバランスの取れた市街地の形成に向けて必要な事項を示します。
市街地整備の方針	・総合計画等に示す新たな拠点形成地区の整備のあり方を示します。 ・課題となる市街地等の整備方針を示します。
交通体系の方針	・連携・交流を支える道路ネットワークや公共交通サービスのあり方について必要な事項を示します。
都市施設整備の方針	・公共公益施設の適正な配置や社会基盤施設の効率的な維持管理のあり方について必要な事項を示します。
都市環境形成の方針	・「花の町柴田町」にふさわしい都市環境形成するためのあり方について必要な事項を示します。
防災の方針	・地震、火災、河川氾濫、土砂流出などの自然災害に備えて、必要な対策のあり方を示します。

5-2 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

① コンパクトで暮らしやすい市街地の質の向上

- ・コンパクトに形成されてきた市街地の範囲をベースに、日常生活と密着する医療、福祉、買い物等の場と居住の場を今後とも維持・充実していきます。
- ・行政・商業業務拠点では、都市機能の維持・集積を図っていきます。
- ・地区生活拠点では、生活サービス機能の集積を図ります。
- ・船岡駅周辺、槻木駅周辺の市街地は、都市機能の集積とあわせ、居住誘導を推進し、賑わいのある空間を形成します。
- ・船迫地区の国道4号沿道地区は、日常的な買い物や生活サービスが受けられる施設を適切に配置し、賑わいのある空間を形成します。

② 町の賑わいと活力を創出する商業・工業地の形成

- ・都市活動の活発化している県道114号線沿道の商業集積地区では、開発需要を計画的に受け止めるよう都市機能を誘導していきます。
- ・工業系エリアには、多様な産業を育む土地利用の推進を進めます。既存工業地の保全・活用を図り、更なる都市活力の向上、働く場の創出を図ります。

③ 住宅需要や地域特性に対応した住宅地づくり

- ・住居系エリアには、日常生活の快適性・利便性を考慮するとともに、防災性の高い安心で安全な住宅地の形成を促進します。
- ・空き家・空き地については利活用を促進し、衛生面、防災面の環境改善を図ります。
- ・子育て世代や高齢者などライフステージの多様化に対応した宅地需要に対応するため、民間事業者との連携のもと、多様な住宅・住宅地の供給を目指します。

④ 農地や山林と調和した適正な土地利用

- ・用途地域が指定されていない白地地域においては、農地や山林など自然地の保全を基本とした無秩序な市街化の抑制に努めます。

⑥ 将来の見通しや地域の実情を踏まえた都市計画の見直し

- ・現状の土地利用と都市計画で想定している土地利用配置に相違がある地域は、将来にわたって現状の土地利用を維持する必要がある場合には、当該地域に合った適正な都市計画の見直しを検討します。

土地利用の方針・市街地整備の方針

●農地や山林と調和した適正な土地利用

●市街地の環境改善・居住誘導区域への居住の誘導

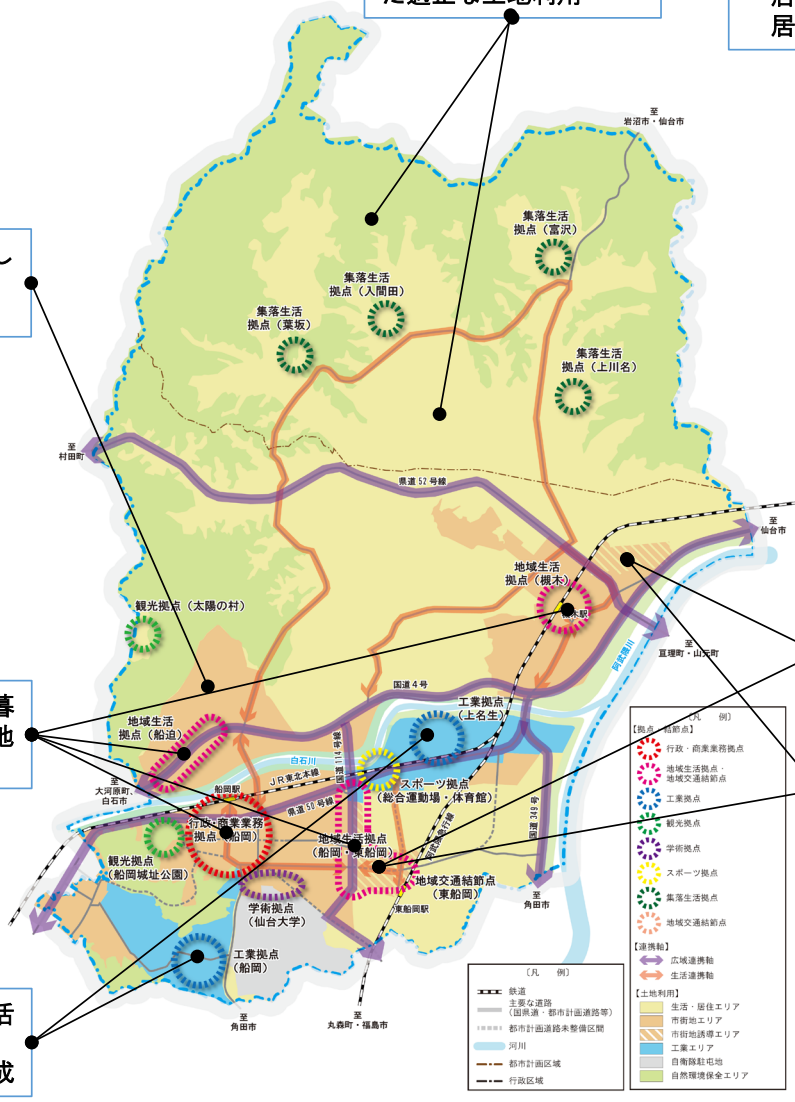
●高齢者に配慮した市街地への整備・改善

●コンパクトで暮らしやすい市街地の質の向上

●町の賑わいと活力を創出する商業・工業地の形成

●将来の見通しや地域の実情を踏まえた都市計画の見直し

●住宅需要や地域特性に対応した住宅地づくり



5-3 市街地整備の方針

(1) 基本的な考え方

柴田町では、これまで仙台圏域の人口増加の受け皿として、計画的な住宅団地の造成や土地区画整理事業により市街地が整備されてきました。

しかし、人口の見とおし、建物、土地利用、都市施設などの様々な状況から、市街地整備の方向付けが求められている地区があります。

今後の市街地整備における基本的な考え方は次のように考えられます。

① 高齢者に配慮した市街地への整備・改善

- ・柴田町においても、急速な人口の増加を伴う都市化の時代を経て、少子高齢化により、高齢者が多く居住する市街地へと変化してきています。一方で、柴田町の未来を創っていく子どもたちが健やかに成長していくために、のびのびと町を歩き回れる環境が求められています。
- ・船迫住宅団地など高度成長期に整備された団地は、マイカーでの移動を前提とした住宅の建設がなされてきましたが、歩いて回れる範囲で生活サービスを楽しむことができる環境が求められています。このような生活ニーズに対応した市街地へと整備・改善していく必要があります。

② 市街地の環境改善

- ・柴田町では、土地区画整理事業等による面的整備により市街地整備が進められてきました。その一方で、旧来からの市街地での空き家空き地化、用途地域周辺で基盤整備の整わないまま進んだ市街地があり、より安全で快適な市街地に改善していく必要があります。
- ・災害リスク低減のため、居住誘導区域への居住の誘導を推進します。

5-4 交通体系の方針

(1) 道路ネットワークの整備

- ・ 広域及び仙南地域における主要な市街地を連絡する広域連携軸、市街地内の土地利用の骨格を形成する生活連携軸の整備を促進し、効率的に交通を処理するとともに、産業活動の発展、都市機能の充実を図り、利便性の高い都市圏の形成を図ります。
- ・ 都市機能誘導区域において日常的に利用される商業施設や病院等へのアクセス性を向上させるため交通軸の整備を促進します。
- ・ 長期未着手となっている都市計画道路については、その整備の必要性や周辺環境の変化、コンパクトに誘導する都市構造を十分に勘案し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

(2) 公共交通の整備

- ・ 町民の快適な暮らしを支え、人や物の交流を円滑にするため、広域連携、市街地循環、市街地と周辺地域の連携等の公共交通ネットワークを形成する必要があることから、既存の地域公共交通の充実を図るとともに、デジタル化等による利便性の向上を促進します。

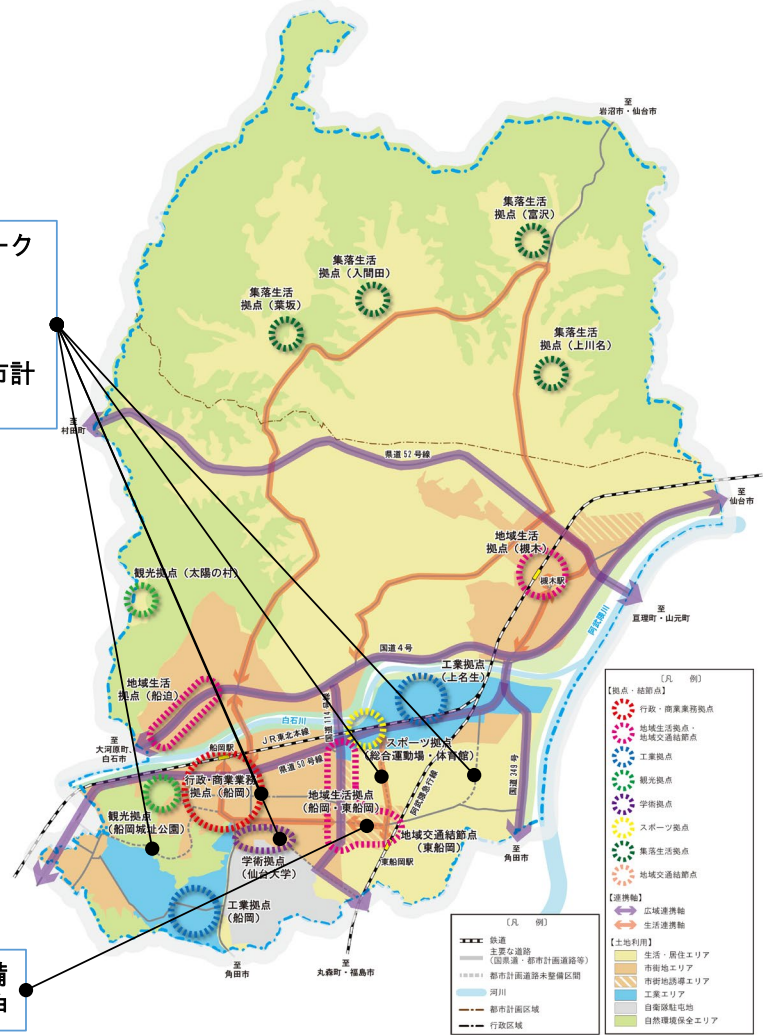
(3) 歩行者・自転車利用空間の整備

- ・ 生活道路については、安全な交通環境を確保するため、歩道や道路照明灯等の交通安全施設の整備を進めるとともに、自転車や歩行者等に配慮した道路の整備を促進します。

交通体系の方針・都市施設整備の方針

●道路ネットワークの整備
 ・広域連携軸
 ・生活連携軸
 ・長期未着手都市計画道路の見直し

●交通施設の整備
 ・新栄通線の延伸



●公園緑地の整備

●下水道の整備

●歩行者・自転車利用空間の整備

●公共交通の整備
 ・既存の地域公共交通の充実

5-5 都市施設の整備方針

(1) 交通施設の整備

- ・都市機能誘導区域において、日常的に利用される東船岡駅へのアクセス性を向上させるため、都市計画道路新栄通線の延伸を促進します。

(2) 公園緑地の整備

① 公園・緑地の保全・活用

- ・公園・緑地は、水と緑にあふれ、都市に潤いを与える身近な自然環境として、魅力的な住環境を創出する貴重な資源であることから、適切に維持・保全に努めるとともに、身近なコミュニケーションやレクリエーション、健康増進を図る場としての機能の充実を図ります。

② 防災機能の確保

- ・公園・緑地は、市街地における貴重なオープンスペースであり、災害時には避難場所としても活用されることから、緊急時における防災機能の確保を推進します。

(3) 下水道の整備

- ・人口減少や厳しい財政状況等の社会情勢の変化を受けて、生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備の推進を図るため、公共下水道で整備する区域を随時見直します。また、公共下水道計画区域外で下水道の整備が当分の間見込まれない地域については、合併処理浄化槽の普及を推進します。

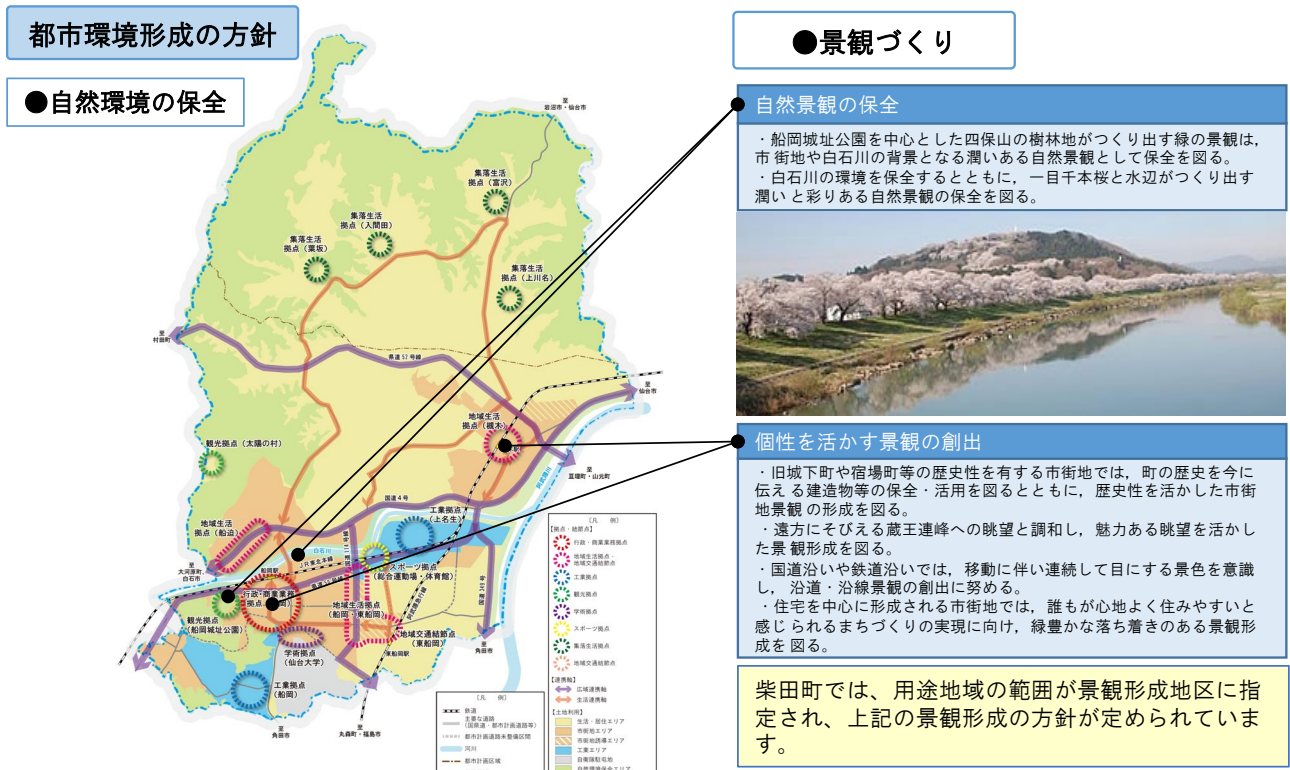
5-6 都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全

- ・ 森林や河川、地下水等の豊かな自然環境の保全等を推進することにより、山地災害の防止、水資源の涵養等に努め、地域住民の安全な暮らしを維持します。

(2) 景観づくり

- ・ これまで受け継がれてきた、歴史的景観や文化的遺産等の景観資源の保全・活用とともに、水と緑に恵まれた美しい自然景観を保全・育成することにより、魅力的で住みよいまちづくりを進めます。
- ・ 仙南地域広域景観マスタープランに基づき、仙南市町と連携して計画の推進を図ります。



5-7 防災の方針

(1) 防災指針の取り組みの推進

- ・ 防災指針の具体的な取組方針に示す「土砂災害の危険性への対応」、「洪水災害の危険性への対応」、「土地利用」、「防災機能の充実」及び「避難環境の充実」の施策を実施します。

■ 防災指針に示す具体的な取り組みの施策

項目	番号	施策
土砂災害の危険性への対応	1	西船迫沢砂防堰堤事業
洪水災害の危険性への対応	2	阿武隈川河川整備 堤防補強工事
	3	白石川事業関連携河川事業（国土強靱化） ・ 白石川堤防舗装工事
	4	白石川事業関連携河川事業（国土強靱化） ・ 白石川支障木伐採
	5	白石川減災対策 ・ 河道掘削支援伐採
	6	緊急浚渫推進事業 五間堀川等浚渫
	7	鷺沼排水区雨水整備事業 （1期～4期）
	8	内水排水対策排水ポンプ設置
	9	排水ポンプ車の購入
	10	土のうステーションの充実
	土地利用	11
防災機能の充実	12	総合体育館の建設（防災機能を備えた体育館の整備）
避難環境の充実	13	河川流域情報システム（MIRAI）の充実
	14	防災情報の伝達に関する事業（防災無線デジタル化、防災ラジオの配布）
	15	マイタイムライン作成の推進
	16	地区防災計画作成の推進 （避難計画の作成）
	17	要配慮者利用施設の避難確保計画策定の推進
	18	柴田町国土強靱化地域計画の推進
	19	阿武隈川流域治水プロジェクトの推進

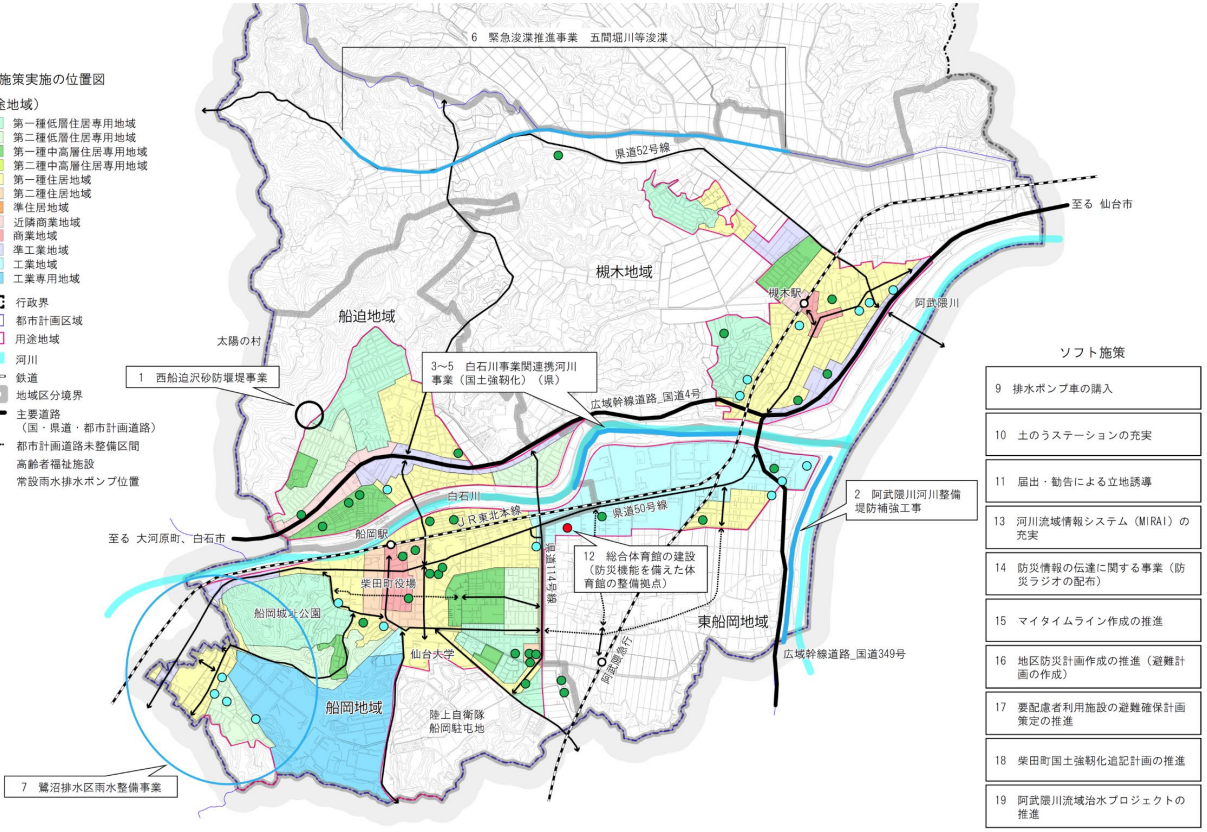
■ 施策実施の位置図

図 施策実施の位置図

(用途地域)

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域
- 河川
- 鉄道
- 地域区分境界
- 主要道路
- (国・県道・都市計画道路)
- 都市計画道路未整備区間
- 高齢者福祉施設
- 常設雨水排水ポンプ位置



ソフト施策

- | | |
|----|--------------------------|
| 9 | 排水ポンプ車の購入 |
| 10 | 土のラステーションの充実 |
| 11 | 届出・勧告による立地誘導 |
| 13 | 河川流域情報システム (MIRA1) の充実 |
| 14 | 防災情報の伝達に関する事業 (防災ラジオの配布) |
| 15 | マイタイムライン作成の推進 |
| 16 | 地区防災計画作成の推進 (避難計画の作成) |
| 17 | 要配慮者利用施設の避難確保計画策定の推進 |
| 18 | 柴田町国土強靱化追記計画の推進 |
| 19 | 阿武隈川流域治水プロジェクトの推進 |

(裏面空白)